

岐阜県愛のともしび基金事業費補助金交付要綱実施細則

1 総 則

この細則は、岐阜県愛のともしび基金事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第16条の規定により、交付要綱の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助対象事業

補助対象事業は、次に掲げる事業とする。ただし、国・地方公共団体の負担金又は補助金及び民間資金の補助対象となった事業、国・地方公共団体から委託を受け実施する事業、並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により公の施設の指定管理者として行う事業は、補助の対象としない。

(1) 社会福祉法人等施設整備事業

社会福祉法人等における施設整備事業（社会福祉施設（社会福祉法第2条第4項に規定する事業に係る社会福祉施設を除く。）及び居宅要援護者に開放し、利用させることを目的とする施設等を新築、増築、改築、及び改装する事業、授産製品販売所の設置、小規模訓練施設整備、共同生活所（ふれあいホーム、グループホーム、ミニホーム等）の施設整備等）

(2) 社会福祉法人等備品整備事業

社会福祉法人等における備品を購入する事業（送迎用車両の購入、小規模授産施設等製作機器の購入、障がい児（者）訓練用マット等の購入等）

(3) 社会福祉法人等調査・研究開発事業

社会福祉法人等が行う調査・研究開発事業（新たな授産製品を研究開発するための事業等）

(4) 社会福祉法人等啓発事業

社会福祉法人等が福祉事業行う広報・啓発のための事業であって、新規に実施されるもの（研修会・講習会・交流会の開催、チラシ・ポスター・リーフレットの作成・配布等）

(5) 福祉活動団体育成事業

次のア、イ又はウに該当する事業（事業開始から3年以内のものに限る。）

ア 社会福祉法人等の社会参加の推進を図るために行う事業（ふれあいいきいきサロン、要介護者支援相談・情報提供事業などの地域交流事業等）

イ 社会福祉法人等の福祉活動を推進するための事業（地域や家庭における要支援者・子育て支援事業、福祉ガイドマップの作成等）

ウ 同種の活動を行う社会福祉法人等が、市町村の区域を越えて協働して活動を実施するネットワーク事業

(6) その他の事業

知事が助成を必要と認める事業

3 補助の対象となる経費

(1) 社会福祉法人等備品整備事業については、その形状又は性質を変更することなく比較的長期にわたり使用できる物品を対象に、原則として1品目5万円を超えるものとし、かつ事業費が20万円以上のものとする。

車両購入の場合は、車両本体及び一般的な付属品の価格のみを補助の対象とし、車両の華美などを目的とした付属品の価格は対象としない。また、利用者の便宜を図るために必要な車両の改造については補助の対象とする。

(2) 社会福祉法人等施設整備事業及び社会福祉法人等備品整備事業については、対象物件にかかる

消費税及び地方消費税、施設改修等工事に付随する既存施設等の撤去費は補助の対象とし、振込手数料は対象としない。

(3) 社会福祉法人等調査・研究開発事業、社会福祉法人等啓発事業、福祉活動団体育成事業及びその他の事業にかかる補助の対象となる経費は、別表1のとおりとする。

(4) 交付要綱第13条の補助対象事業である旨の表示に要する経費は、補助の対象とする。

4 補助金の申請

(1) 社会福祉法人等は補助金の交付を申請する事業について、交付要綱別記第1号様式に必要な書類を添付し、岐阜県地域福祉課へ提出するものとする。

5 補助金の変更承認、中止（廃止）の申請又は社会福祉充実残額の報告

(1) 社会福祉法人等は補助事業の変更承認、中止（廃止）の申請又は社会福祉充実残額の報告を行うときは、それぞれ交付要綱別記第2号様式、第3号様式又は第4号様式に必要な書類を添付し、岐阜県地域福祉課へ提出するものとする。

6 実績報告等

(1) 社会福祉法人等は補助事業が完了したときは、速やかに交付要綱別記第5号様式に必要な書類（写真を含む。）を添付し、岐阜県地域福祉課へ提出するものとする。

7 受配表示

交付要綱第13条の補助事業である旨の表示については、別表2のとおり表示するものとする。

8 審査の対象とならない申請

次の各号のいずれかに該当する補助金交付申請については、審査会に付することなく不採択とする。

(1) 交付要綱第2条に規定する補助対象者に明らかに該当しない者からなされたもの

(2) 実施細則第2条に規定する補助対象事業に明らかに該当しない事業に係るもの

(3) 申請書類に未記入その他の不備があり、又は必要な添付書類が提出されておらず、申請内容の確認が困難であるもの

(4) 申請書類の補正又は必要な添付書類の提出を求めたにもかかわらず、指定した期日までにこれらが提出されなかったもの

附 則

この細則は、平成22年11月1日より施行し、平成22年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

1 この細則は、平成23年3月28日より施行し、平成23年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 平成22年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成25年3月25日より施行し、平成25年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 平成24年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成29年4月1日より施行し、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成28年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成31年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この細則は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。
ただし、4から6については、令和2年9月30日から適用する。

附 則

この細則は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この細則は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この細則は、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この細則は、令和8年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表 1

岐阜県愛のともしび基金事業費補助金の対象となる経費及び基準限度額

費用の項目	費用の種類	基準限度額
謝金	研修会、講演会及び専門的事項に関する相談等にかかる謝金	別添のとおり
賃金	当該事業実施のために直接必要な人件費（アルバイトへの賃金等） （注）他業務と兼務する場合は、当該事業に従事した時間のみが対象	1時間当たり1,000円
旅費	交通費、宿泊費	（公共交通機関） 目的地まで合理的経路で公共交通機関を利用した場合の実費相当額 （自家用車） 1kmにつき37円 宿泊費：1泊9,800円
消耗品費	当該補助事業実施に必要な物品（備品以外のもの） 当該補助事業実施に必要な事務用品等で取得価格が3万円以下のもの	事業に必要な物品： 知事が必要と認める範囲内 事務用品等：1物品当たり3万円
会議費	会議等に付随する飲食代（茶菓、弁当代等）	弁当代（茶菓代を含む）：1,200円 茶菓代：120円
修繕料	既存の施設等を当該事業のために使用するため改修する費用で資産価値を高めるものでないもの （壁紙・床の張替え、間仕切り設置）	知事が必要と認める範囲内
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料等の印刷費等	知事が必要と認める範囲内
通信運搬費	郵便料、電信電話料、運搬料金等	知事が必要と認める範囲内
手数料	振込手数料等	知事が必要と認める範囲内
保険料	損害保険料等	知事が必要と認める範囲内
委託料	当該補助事業実施のために必要な事務、調査等の他団体等への委託費	知事が必要と認める範囲内
使用料及び賃借料	会場使用料、自動車借上料等 （礼金を含み、敷金等は含まず）	知事が必要と認める範囲内
備品購入費	当該補助事業実施に不可欠な備品（資機材等）	知事が必要と認める範囲内
その他	知事が必要と認める費用	知事が必要と認める範囲内

※上記の基準限度額欄に掲げる額は、補助金の対象となる経費の上限を示したものであり、事業実施においては各補助事業者の基準を適用するものとする。

研修会、講演会及び専門的事項に関する相談等にかかる謝金

謝金を支払う者の区分		「研修会」講義	「講演会」講演	専門的事項に関する相談等
		時間当たり 基準単価（円/h）	1回当たり 基準単価（円/回）	時間当たり 基準単価（円/h）
大学等の 研究者	教授	13,000円/h以内	50,000円/回以内	13,000円/h以内 (1日50,000円以内)
	助教授	8,000円/h以内	40,000円/回以内	8,000円/h以内 (1日40,000円以内)
	講師・助手(専門学校等を含む)	6,000円/h以内	30,000円/回以内	6,000円/h以内 (1日30,000円以内)
専門家	医師・弁護士・ 公認会計士	13,000円/h以内	50,000円/回以内	13,000円/h以内 (1日50,000円以内)
	その他(注)	6,000円/以内	30,000円/回以内	6,000円/以内 (1日30,000円以内)
企業	—	8,000円/以内	40,000円/回以内	8,000円/以内 (1日40,000円以内)
著名人・ タレント	—	50,000円/以内	200,000円/回以内	50,000円/以内 (1日200,000円以内)

(注) 「専門家(その他)」の例としては、薬剤師、理学療法士、歯科衛生士、看護師、司法書士、栄養士、土地家屋調査士、救急救命士、保健師、臨床心理士、社会保険労務士等の他、有資格者に限らない。

※時間当たり基準単価における1時間に満たない時間の扱いは、以下のとおりとする。

- ・30分以内の場合は、時間当たり基準単価の半分を加算する。
- ・30分を上回る場合は、1時間に切り上げて計算する。

別表 2

事業区分	表示方法	表示例等
建築物等	建物正面（玄関）等に表示	<p>岐阜県愛のともしび基金補助事業</p> <p>この〇〇は、愛のともしび基金に寄せられた県民の皆様からの寄付金により〇〇しました。 〇〇年〇月</p> <p>サイズ・材質等：B 5 版程度以上、材質は自由とする。また、表示は消えないように作成すること。</p>
機器・備品等	ラベル等で表示 ただし紙のみは不可	<p>この〇〇は、岐阜県愛のともしび基金の補助金により整備しました。</p> <p>〇〇年〇月</p>
車両	車両の両側面に「岐阜県愛のともしび号」とペイント	色及び文字の大きさは適宜。色は車体と同色にならないこと。
研修会・講習会 社会参加推進事業	事業の参加者、対象者等に「愛のともしび基金」の補助事業であることを説明し、開催要綱、研修資料、報告書等の表紙に表示	<p>この事業は、岐阜県愛のともしび基金の補助金により行われています。</p> <p>〇〇年〇月</p>
報告書等出版物の発行 チラシ・ポスター・リーフレットの配布	印刷物の表紙に表示	<p>この〇〇〇は、岐阜県愛のともしび基金の補助金により発行しています。</p> <p>〇〇年〇月</p>